人間ドック助成のお知らせ

町では、町内に住所を有する国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者を対象に、生活習慣病などの疾病の早期発見・早期治療を図り、健康の保持・増進に役立ててもらうため、人間ドックの受診費用に対する助成を行います。詳しい内容は以下のとおりです。

事業名	国民健康保険 人間ドック	後期高齢者医療 人間ドック			
対象者	30 歳以上 75 歳未満の国民健康保険加入者 ※国民健康保険税を完納している世帯のみ	後期高齢者医療制度加入者 ※保険料を完納している方のみ			
ドックの種類	① 1日ドック ② 2日ドック				
助成金額	<u>一律</u> 25,000 円 ※受診日当日、料金から助成金(25,000 円)を差し引いた額を、医療機関に支払ってください。				
助成定員	80人	15人			
受付期間	平成 29 年 4 月 4 日 (火) ~平成 30 年 1 月 31 日 (水) ※ 定員になり次第締め切ります。				
受診できる 医療機関	今庄診療所、笠原病院、中村病院、林病院、福井県済生会病院、福井赤十字病院 (医療機関によっては受診できないドックや、受診期間が決まっている場合があります。詳しくは 医療機関に直接お問い合わせください。)				
申込方法	1 役場窓口で定員残数を確認後、医療機関で受診希望日を予約してください。 2 次のものを持って役場窓口にお申し込みください。 ● 印鑑 ● 日鑑 ● 後期高齢者医療被保険者証 ● マイナンバーカード または ● マイナンバーカード または 通知カード + 運転免許証等 通知カード + 運転免許証等				
注意事項	・特定健診との併用 (二重受診) はできません。 ・健康診査との併用 (二重受診) はできません。 ・検査項目すべてを受診してください。 ・検査項目すべてを受診してください				

■申込み・問合せ 町民税務課 ☎ 47-8015 今庄総合事務所 ☎ 45-1111 河野総合事務所 ☎ 48-2111

平成29年4月1日から

後期高齢者医療保険料の軽減変更について

(1) <参考> 保険料の出し方

保険料

所得割(所得に応じた負担) 賦課のもととなる所得 × 7.9% **所得に応じた軽減があります** _____均等割(定額負担) 43,700円 **所得に応じた軽減があります**

2 所得割の軽減の変更について

*賦課のもととなる所得とは、総所得から基礎控除 33 万円を引いたもの

【対象者】 賦課のもととなる所得が 58 万円以下 (年金収入 211 万円以下) の方 【変更点】 軽減割合が、これまでの 5割 から 2割 へ変更されます。

お 均等割の軽減の変更について

対象者	世帯の総所得が33万円以下で世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他所得なし)の方		世帯の総所得が [33 万円+ (*) 27 万円 × 世帯の被保険者数] 以下の方	世帯の総所得が [33 万円+ (*) 49 万円 × 世帯の被保険者数] 以下の方
軽減割合	9割	8.5 割	5割	2 割
均等割年 額	4,300円	6,500円	21,800円	34,900円
変更点	これまでと同じです	これまでと 同じです	(*) 26.5 万円→ 27 万円に 対象者枠が拡大します	(*) 48 万円→ 49 万円に 対象者枠が拡大します

4 被扶養者軽減の変更について

【対象者】全国健保協会(協会けんぽ)、健保組合、共済組合等の被扶養者だった方(国保、国保組合は含まれません) 【変更点】均等割の軽減割合が、これまでの 9割 から 7割 へ変更されます。

(3の表で均等割の軽減割合が9割または8.5割に該当する方は、均等割の軽減割合は7割でなく、9割または8.5割となります。所得割はこれまでどおりかかりません。)

■問合せ 町民税務課 ☎ 47-8015